

社会福祉法人 社会福祉施設運営実践

社会福祉法人・管理編

社会福祉法人等一般指導監査における指摘基準について

「文書指摘事項」「口頭指導事項」が該当する事例につきましては、平成21年度から「運営の手引き」の「評価事項」欄に明記することとしました。

「文書指摘事項」「口頭指導事項」となる事例の基本的な考え方は次のとおりですので、ご承知おきください。

共通事項の監査基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則として「文書指摘」とします。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、口頭指導とすることがあります。
福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に抵触する場合	口頭	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場合について原則として「口頭指導」とします。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とします。

監査基準適用における留意事項

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがあります。

目 次

		頁
1	定 款	3
2	登 記	5
3	内部管理体制	6
4	評議員及び評議員会	6
5	理 事	12
6	監 事	15
7	理 事 会	19
8	会 計 監 査 人	23
9	役員等の報酬	25
10	事 業 (一般)	29
11	社会福祉事業	29
12	公 益 事 業	31
13	収 益 事 業	32

14	人事管理	33
15	資産	33
16	その他	36

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>1 定款</p> <p>定款は、法令等に 従い、必要事項が記 載されていますか。</p>	<p>定款は、必要的記載事項に、漏れがあってはなりません。 また、相対的記載事項についても、定款に定めがなければ、 その効力を生じません。 定款例に準拠していない場合は、必要的記載事項に漏れ が無い確認し、ある場合は県に相談の上、定款変更の手 続きを行ってください。 また、必要的記載事項の内容が事実と反するものであつ てはなりません。</p>	<p>社会福祉法(昭和26年法 律第45号)(以下「法」 という。)第31条第1項</p>	<p>(1)必要的記載事 項(定款例の実線 部分) 必ず定款に記 載しなければならない事項で、そ の一つでも記載 が欠けると、定款 の効力が生じな い事項 (2)相対的記載事 項(定款例の点線 部分) 定款の効力に影 響はないが、法令 上、定款の定めが なければその効 力を生じない事 項</p>	<p>必要的記載事項の内容が記 載されていない、又は定款 に記載された内容と事実が 異なっている</p>	<p>文書</p>
<p>定款変更は、所定 の手続きを経て行わ れていますか。</p>	<p>定款は法人の基本的事項を定めるものであることから、 その変更は評議員会の特別決議を要するとともに、所轄庁 の認可又は所轄庁への届出が必要です。 なお、事務所の所在地、基本財産の増加及び公告の方法 を変更する場合には、認可を要さないの、県への届出で 足りませんが、評議員会の特別決議は必要です。</p>	<p>法第45条の36第1 項、第2項、第4項 法第45条の9第7項第 3号、 社会福祉法施行規則(以下 「規則」という。)第4条</p>	<p>定款変更に係 る効力発生年月 日は次のとおり です。 (1)認可事項 当該申請が認 可された日 (2)届出事項 当該届出内容 が、最終議決機関</p>	<p>評議員会の特別決議が出席 者不足又は賛成数不足によ り成立していないにもか かわらず、認可の申請もしく は届出がされている 定款変更の決議を行った評 議員会の招集手続又は議案 の提出手続が法令及び定款 に違反している</p>	<p>文書 文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
			で議決された日	所轄庁の認可を受ける手続きがされていない、又は所轄庁の認可を要さない場合にあつては所轄庁への届出を行っていない	文書
定款が、法令に従い、公開・公表されているか	<p>社会福祉法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き及び公表が義務付けられています。</p> <p>定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものですが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成されており、従たる事務所の電子計算機（パソコン）に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は不要となります。</p> <p>定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされています。</p>	<p>法第34条の2第1項、第4項</p> <p>法第59条の2第1項第1号</p> <p>規則第10条第1項</p> <p>規則第2条の5</p>		<p>主たる事務所への定款の備置きが行われていない、又は従たる事務所への定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機（パソコン）への記録が行われていない</p> <p>定款がインターネット（法人ホームページ等）の利用により公表が行われていない（法人ホームページにより公表できないやむを得ない事情があると認める場合を除く。）</p> <p>事務所への備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
定款記載の事業と実際の事業は、一致していますか。	<p>休止している事業がある場合には、理事会等で十分協議し、再開の見込みのない事業については廃止の手続きを行うとともに、定款を変更してください。</p>	<p>法第31条第1項</p>		<p>定款に記載している事業を実施していない（休止中の事業であつて再開の見込の</p>	<p>文書</p>

平成 29 年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	また、定款に記載されていない事業を行っている場合は、実態に合わせた定款変更の手続きを、速やかに行ってください。（定款の変更を行う必要がない事業として、県が認めた事業を除く。）			ある場合を除く） 定款に記載されていない事業（定款に記載を要さない事業を除く）を実施している 再開の見込みのない休止事業が、定款に記載されたままである。	文書 口頭
その他、定款に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭
日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項は、明確になっていますか。	理事長の専決できる範囲は、理事会で定め、定款施行細則等で明文化する必要があります。			理事長の専決事項が定められていない。 定められているが、内容が不適切	文書 口頭
2 登記					
当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていますか。	法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第 34 条）こととされています。 登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところにより、変更の登記をしなければなりません。 (1)代表者変更の登記（重任を含む。）は変更後 2 週間以内に行ってください。 (2)資産総額変更登記は毎会計年度終了後 3 月以内（毎年度 6 月末まで）に行ってください。なお、登記簿上の資産総額は、貸借対照表の純資産合計と一致しているか確認し	法第 29 条 組合等登記令(昭和 39 年政令第 29)	(1)公益事業及び収益事業についても登記が必要です。 (2)理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり(平成 28 年改正法附則第 15 条)、理事長以外	指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続き（法務局等への具体的な協議を含む。）を行われていない 変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を過ぎている。	文書 口頭

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>てください。</p> <p>(3)その他必要の生じた都度行うべき変更の登記は登記事項に変更が生じた時(又は認可書到着時)から2週間以内に行ってください。</p>		<p>の代表者登記は抹消しなければならないことに留意すること。</p>		
その他、登記に問題点はありませんか。				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
3 内部管理体制					
特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていますか。	<p>特定社会福祉法人は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制(内部管理体制)の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられています。</p>	<p>法第45条の13第5項</p>		<p>内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項について、一部でも理事会の決定がされていないものがある</p>	<p>文書</p>
4 評議員及び評議員会					
法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていますか。	<p>評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款で定めたとおりの方法で、行います。理事及び理事会において選任する旨を定款で定めても無効となります。</p> <p>「必要な識見を有する者」については、法人において、「識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではありません。</p> <p>法人においては、選任手続きにおいて、評議員候補者が「識見を有する者」である旨を説明の上、選任することが求められます。</p> <p>法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うこととされています。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾したことにより、その時点(承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時)から評議員となるものであるため、この就任</p>	<p>法第39条</p> <p>法第31条第5項</p>		<p>法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない</p> <p>評議員として選任された者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続きにより選任がされていない</p> <p>評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認でき</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>の承諾については、評議員の役割の重要性を踏まえ、文書により確認（就任承諾書等の徴収）し、法人において保存することが求められます。なお、評議員の選任の手続きにおいて、選任された者に対して、委嘱状により委嘱を行う必要はありませんが、委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えありません。</p> <p>評議員選任及び解任は、 定款例では、評議員選任・解任委員会によって、選任するとされています。</p>			<p>ない</p>	
<p>評議員となること ができない者又は適 当ではない者が選任 されていないか。</p>	<p>次の要件を満たす者を選任してください。 (1)欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由は次のとおりです。 法人 成年被後見人又は被保佐人 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くなるまでの者 のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者 法第56条第4項の規定による県の解散命令で解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 (2)当該法人の役員又は職員を兼ねることはできません。 (3)各評議員又は各役員について、親族等の特殊の関係にある者を選任していないこと。 配偶者 三親等以内の親族</p>	<p>法第40条第1項、第2項、第4項、第5項 法第61条第1項 審査基準第3-1-(1)、(3)、(4)、(6)</p>		<p>評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各評議員又は役員と特殊関係にある者がいないかを確認していない</p> <p>法人が保有する書類により、欠格事由や特殊関係がある者に該当する者がいることが判明した</p> <p>評議員が役職員を兼ねている</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっている</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>厚生労働省令で定める者（規則第2条の7，第2条の8）</p> <p>当該評議員又は理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>当該評議員又は理事の使用人</p> <p>当該評議員又は理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>又は の配偶者</p> <p>～ の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>その他厚生労働省令で定める者</p> <p>4)評議員として次に該当する者を選任することはできません。</p> <p>関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員等の総数の5分の1までは選任することが許されています。</p> <p>実際に法人運営に参画できない者</p> <p>地方公共団体の長等特定の公職にある人で慣例的に参画している者</p> <p>(6)暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員となることはできません。</p>			<p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員総数の5分の1を超えている</p> <p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっていますか。</p>	<p>評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えていなければなりません。</p> <p>なお、一定の事業規模を超えない法人（平成29年4月1日より前に設立された法人に限る）については、法施行から3年間は、評議員の定数を4名以上とする経過措置があります。</p> <p>この一定の事業規模は、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円</p>	<p>法第40条第3項</p>		<p>評議員の実員が、定款で定めた理事の員数を超えていない。</p> <p>経過措置の対象法人の場合は、評議員の実員が4人未満である。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>を超えない法人(平成28年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない)とされています。</p>				
<p>評議員会の招集は適正に行われていますか。</p>	<p>開催手続きは、定款の定めにしたがって行わなければなりません。</p> <p>(1)評議員会の招集通知は、期限までに評議員に通知してください。</p> <p>招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日の一週間前(定款により短縮が可能)までに、原則として書面により発出する必要があります。</p> <p>(2)招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議を経てください。</p> <p>(3)定時評議員会は毎会計年度終了後の一定の時期に招集します。</p> <p>(4)評議員は、議題及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができます。</p>	<p>法第45条の9第1項 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条</p>		<p>評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない</p> <p>評議員会の1週間(定款に定めた期間)前までに評議員に通知がなされていない</p> <p>電磁的方法により通知した場合に、評議員の承諾を得ていない</p> <p>評議員会の収集通知に必要な事項が記載されていない</p> <p>評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない</p> <p>定時評議員会が毎年6月末日(定款に定めがある場合はそのとき)までに招集されていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>評議員会は有効に成立していますか。</p>	<p>評議員会開催の際には、定款に定める定足数を満たしているか必ず確認してください。この際、議決に加わることができない決議に特別の利害関係を有する評議員は含ま</p>	<p>法第45条の9</p>		<p>法令又は定款に定める出席者数が不足している。</p>	<p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>れません。なお、委任状提出者は、出席者となりません。</p>				
<p>定款で定める、評議員会の要議決事項については、審議及び議決を行っていませんか。</p>	<p>評議員会は、定款に定める事項のほか、次の事項について、決議が必要です。 (要議決事項) (1)理事、監事、会計監査人の選任又は解任 (2)理事及び監事の報酬等の額（定款に報酬等の額を定める場合を除く） (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認 (4)理事等の責任の免除 (5)計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認 (6)定款の変更 (7)解散の決議 (8)合併の承認 (9)社会福祉充実計画の承認 (10)その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</p>	<p>法第 45 条の 9 第 6 項から第 8 項まで、同条第 10 項により準用される一般法人法第 194 条第 1 項、第 195 条</p>		<p>決議について法令又は定款に定める賛成者数が不足している</p> <p>決議を要する事項について決議が行われていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>決議は適正ですか。</p>	<p>決議に特別の利害関係を有している評議員がいないかについては、決議を行う前に法人や理事会が各評議員に確認する必要があります。利害関係がある場合は、議決に加わることはできません。</p> <p>通常の決議は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成、特別決議は、出席者の 3 分の 2（定款で 3 分の 2 を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成が必要です。</p>			<p>決議の特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっている</p> <p>法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるか確認していない</p> <p>評議員会の決議があったとみなされる場合又は評議員</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				<p>会へ報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない</p>	
<p>評議員会への欠席が継続している評議員はいませんか。</p>	<p>評議員の欠席が継続している場合には、出席を促し、それでも出席できない場合は、評議員の交代を検討してください。</p>			<p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。</p>	<p>文書</p>
<p>評議員会について適正に記録の作成、保存が行われているか。</p>	<p>議事録は、評議員会における法人の基本的事項についての決議を記録する重要な文書であることから、評議員会の決議の内容等について、評議員会終了後できるだけ速やかに作成し、要記載事項を正確に記録してください。評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かなくてはなりません。 議事録記載事項は次のとおりです。 (1)開催日時及び場所 (2)評議員会の議事の経過の要領及びその結果 (3)決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 (4)法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 (5)評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 (6)議長の氏名（議長が存する場合） (7)議事録署名人（定款に定める者がある場合）の署名又は記名押印 (8)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、 法第45条の11第1項から第3項まで、 規則第2条の15</p>	<p>議事録は袋とし又は割り印を押印するなど容易に改ざんできない状態で保存してください。</p>	<p>議事録が作成されていない。 議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である 議事録が主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間保存されていない 決議を省略した場合の同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、決議があったとみなされた日から10年間法人の主たる事務所に備え置かれていない 定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、議事録署名人の署名又は記名押</p>	<p>文書 文書 文書 文書 文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				印がなされていない。	
その他、評議員及び評議員会に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。	文書
				軽微な問題点がある。	口頭
5 理事					
員数が法令に基づき定款に定められ、定款に定める員数を満たす選任されていますか。	理事の員数は、6人以上で定款に定めるところによりま す。 定款で定めた員数の3分の1が欠けたときは遅滞なく 補充しなければなりません。 なお、定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員であ っても、法人運営上適当でないことから、欠員の補充をお こなってください。	法第44条第3項 法第45条の7		定款で定めた員数が選任さ れていない。	文書
				定款で定めた員数の3分の 1を超える欠員があるにも かかわらず、法人において 補充のための検討が進めら れておらず、かつ、具体的 な検討も行われていない	文書
				欠員がある場合に、その補 充の検討が行われていない	文書
理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。	役員の選任は、定款に定められた手続きを経てくださ い。 理事の選任及び解任については、評議員会の決議により 行います。 理事の解任は、法に定める解任事由に該当している場合 に、評議員会の決議により行うことができますが、現に法 人運営に重大な損害を及ぼし又は適正な事業運営を阻害 するような不適正な行為など重大な義務違反等がある場 合に限定されると解されます。 解任事由	法第43条第1項 法第45条の4		理事の選任が、評議員会の 有効な決議によりおこなわ れていない	文書
				理事の解任が、評議員会の 権限の濫用に当たる	文書
				理事の就任の意思表示があ ったことが、就任承諾書等 により確認できない	文書

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 			理事の選任手続きに一部不備がある。	口頭
<p>理事となることができない者又は適切でないものが選任されていませんか。</p>	<p>欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由については、評議員と同じく、次のとおりです。</p> <p>法人 成年被後見人又は被保佐人 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くなるまでの者のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>各理事について特殊関係者にある者が理事総数の3分の1（上限は3人）を超えて含まれてはなりません。</p> <p>配偶者 三親等以内の親族 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8） 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 当該理事の使用人 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 又は の配偶者 ～ の親族であって、これらの者と生計を一にする者 その他厚生労働省令で定める者</p>	<p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項 法第44条第6項</p>		<p>理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認していない。</p> <p>法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいること、各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれることが判明した</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっている</p> <p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている</p> <p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる</p> <p>理事の選任手続きに一部不</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>理事として含まれていなければならない者が選任されていますか。</p>	<p>理事には次の者を選任する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の経営に識見を有する者 ・当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ・施設の管理者（施設を設置している法人） <p>社会福祉協議会においては、地域福祉の推進役として、連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア団体の代表者を理事として加えること。</p>	<p>法第44条第4項 審査基準第3 - 3</p>		<p>備がある。</p> <p>理事のうちに「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選任された者がいない</p> <p>施設を設置している場合であって、施設の管理者が1人も理事として選任されていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>理事長（会長）及び業務執行理事は、理事会で選定されていますか。</p>	<p>理事長（社会福祉協議会の場合は会長）は、法人の代表権を有するとともに、法人の業務を執行する権限を有するものであり、理事会が理事の中から選定しなければならないとされています。</p> <p>法人の代表権を有するのは理事長のみであり、理事長の代表権を他の者に委任することはできません。</p> <p>業務執行理事は、理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事として理事会で選定することができます。</p> <p>定款例では、「理事長以外の理事のうち、名を業務執行理事とする（ことができる）」旨の定めを設けています。</p>	<p>法第45条の13第3項</p>		<p>理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続きにより行われていない</p> <p>手続きに一部不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	ただし、業務執行理事には、法人の代表権はありません。				
当該法人の代表権は適正に与えられていますか。	<p>法人の代表者は、理事長（会長）となります。 理事長（会長）以外が法人の代表権を行使することはできません。 理事長（会長）が事故、又は欠けた際には、他の理事が代表権を行使することはできないため、理事会を開催して新たな理事長を選定してください。 定款で、理事長の職務代表者を定め、職務代表者名で法人の代表権を行使することができる旨を定めても無効となります。</p>	法第 45 条の 16 第 2 項 法第 45 条の 17		理事長(会長)の職務代理者を指名してしまっている。	口頭
その他、理事に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭
6 監事					
員数が法令に基づき、定款に定められ、定款に定められる員数が選任されていますか。	<p>監事の員数は、2人以上で定款の定めるところによります。 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しなければなりません。 また、定款で定めた員数の3分の1を超えていなくても、欠員が生じた場合は、法人運営上適当ではないことから、補充を行ってください。</p>	法第 44 条第 3 項 法第 45 条の 7 第 2 項による同条第 1 項の準用		定款で定めた員数が選任されていない 定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続きが進められておらず、かつ、具体	文書 文書

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				<p>的な検討も行われていない</p> <p>欠員がある場合に、その補充のための検討が行われていない</p>	文書
<p>法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p>	<p>監事の選任については、評議員会の決議によることとされています。</p> <p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事は理事（知事会）の職務の執行を監査する立場にあることから、監事の過半数の同意を得なければならないこととされておりま。</p>	<p>法第43条第1項 法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項 法第45条の4第1項 法第45条の9第7項第1号</p>		<p>監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない</p> <p>監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない</p> <p>監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない</p> <p>監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>監事となることができない者を選任していませんか。</p>	<p>次に該当する者は選任できません。</p> <p>(1)欠格事由に該当する者</p> <p>(2)当該社会福祉法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務に就いている者。</p> <p>(3)各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊関係がある者</p> <p>(4)社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員数の総数の5分の1を超えることになる場合。</p>	<p>法第40条第2項 法第44条第2項 法第44条第7項</p>		<p>監事の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者ないかを確認していない</p>	文書

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	(5)実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されている場合。 (6)暴力団員等の反社会勢力の者			法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいること、又は、各役員と特殊の関係にある者が上限を超えていることが判明した 暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている 社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている 理事会への欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる監事がいる場合	文書 文書 文書 文書
法令に定める者が含まれていますか。	監事には、次に掲げる者が含まれている必要があります。 (1)社会福祉事業について識見を有する者 (2)財務管理について識見を有する者	審査基準第3 - 4	1 社会福祉事業について識見を有する者の例示 (1)社会福祉に関する教育・研究を行う者 (2)社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有す	監事のうちに、「社会福祉事業に識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として評議員会等適正な手続きにより選任された者がいない	文書

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
			る者 (3)弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 2 財務管理について識見を有する者として望ましい者 (1)公認会計士 (2)税理士		
法令の定めるところにより業務を行っていますか。	<p>監事は、理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければなりません。</p> <p>また、計算書類及び事業報告並びにその附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければなりません。</p> <p>監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければなりません。</p>	法第45条の18第1項、 第45条の28第1項及び第2項、 規則第2条の26から第2条の28まで、 第2条の31、 第2条の34から第2条の37まで		監査報告に必要な記載事項が記載されていない 監事が期限までに特定理事に監査方向の内容を通知していない 理事会に2回続けて欠席した監事がある 監事の全員が欠席した理事会がある 施設の整備、運営と密接に関わりのある者が選任されている。	文書 文書 文書 文書 口頭

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				監事構成が不適切。	口頭
その他、監事に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。	文書
				軽微な問題点がある。	口頭
7 理事会					
理事会は法令及び定款の定めに従って開催されていますか。	<p>開催手続きは、法令及び定款の定めに従って行わなければなりません。</p> <p>(1)理事会は、各理事が招集することとされています。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができます。</p> <p>(2)理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、各理事は理事会の目的である事項を示して、招集権者に対して理事会の招集を請求することができます。</p> <p>請求があった場合で、請求日から5日以内に理事会の招集通知(請求日から2週間以内に理事会を開催するものである必要がある)が発せられない場合は、その請求をした理事は理事会を招集することができます。</p> <p>(3)理事会の招集は、原則として書面による開催通知で行ってください。</p> <p>(4)理事会を召集をする者は、理事会の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発送しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発送せずに理事会を開催することもできます。</p>	法第45条の14第1項 法第45条の14第9項 により準用される一般法人法第94条第1項、第2項	理事会が招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意については、法人においては、理事及び監事の全員が同意書を提出する、当該理事会の議事録に記載する等何らかの形で書面又は電磁的記録で記録することが望ましいとされています。	理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない	文書
				招集権を有さない者が理事会を招集している	文書
				招集通知を省略した場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない	文書
				開催手続きが、定款の規程に則っていない。	口頭
理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われていますか。	<p>(1)理事会の決議は、必要な数以上の理事が出席し、必要数以上の賛成により行われる必要があります。</p> <p>決議に必要な出席者数(定足数)は、議決に加わることができる理事の過半数、決議に必要な賛成数は出席者の過半数とされていますが、定足数及び賛成数は定款の相対的</p>	法第45条の13		決議が必要な定足数又は賛成数を満たしていない。	文書
				議案について特別な利害関係を有する理事がいないこ	文書

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合はその割合となります。</p> <p>(2)次の事項については、理事会の決議を要します。 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 重要な役割を担う職員の選任及び解任 従たる事務所及びその他の重要な組織の設置、変更及び廃止 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ） 競業及び利益相反取引の承認 計算書類及び事業報告等の承認 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る） 重要な財産の処分及び譲受け 多額の借財 その他の重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）</p> <p>(2)理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできません。 法人や理事会においては、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか確認する必要があります。</p> <p>(3)理事会で評議員の選任及び解任を行うことはできません。 理事又は理事会が、定款や評議員の選任に関する規程に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは、差し支えありません。</p> <p>(4)法改正後、理事会における議決は対面（テレビ会議等を含む）により行うこととされており、法改正前の書面議決を行うことはできません。</p> <p>なお、定款に、理事会の議決について理事の全員の事前</p>			<p>とを確認していない。</p> <p>議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている。</p> <p>理事会において評議員の選任又は解任が行われている。</p> <p>欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている。</p> <p>理事会の決議を要する事項について議決がない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することができる旨を定めたときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされます。この場合には、理事会の議決が省略されたことは理事会議事録の記載事項となるとともに、理事の全員の書面又は電磁的記録による意思表示については、当該書面又は電磁的記録は主たる事務所に決議があったとみなされた日から 10 年間備え置かなければならないこととされています。</p>				
<p>理事への権限の委任は適切に行われてですか。</p>	<p>理事会の権限である法人の業務執行の決定については、理事長等の理事に委任することができるが、理事会で決定する必要がある法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（注 1）については、理事長等の理事に委任することができないこととされています。</p> <p>また、理事への委任については、責任の所在を明らかにするため、その内容が明確に決定されるべきものである。</p> <p>なお、理事への委任に関する理事会の決定については、法令上、規程等の制定によらなければならないこととはされていないが、理事会でその都度決定すべき性質のものではなく、規程等で定めるべきものです。</p> <p>なお、理事に委任することができない上記事項のうち、の「重要」な財産、 の「多額」の借財、 の「重要な役割」を担う職員、 の「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきものです。</p>	<p>法第 45 条の 13 第 4 項</p>	<p>（注 1）理事に委任することができない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分及び譲受け 多額の借財 重要な役割を担う職員の選任及び解任 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 内部管理体制の整備 役員等の損害賠償責任の一部免除 	<p>理事に委任ができない事項が理事に委任されている。</p> <p>理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>法令又は定款に定めるところにより、</p>	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）は、理事会（注 1）において、3 か月に 1 回以上職務の執行</p>	<p>法第 45 条の 16 第 3 項</p>	<p>（注 1）この報告は、実際に開催さ</p>	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、</p>	<p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告していますか。</p>	<p>状況について報告することとされている。なお、この報告の回数は、定款の相対的記載事項であり、定款に規定することにより、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができる。</p> <p>定款で定めた場合の毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とは、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超える必要があるが、会計年度が異なる場合は前回理事会から4か月間隔が空いていなくとも差し支えないものである。例えば、理事会を毎会計年度において6月と翌年3月に開催し、報告を行う場合は、3月の理事会の次に開催される6月の理事会は、前回理事会からの間隔は4か月を超えないものであるが、同一の会計年度ではないため、間隔が4か月以上でなくても認められる。</p>		<p>れた理事会において行わなければなりません。</p>	<p>理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない</p>	
<p>法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。</p>	<p>理事会は、法人の業務執行の決定（決議）を行う機関であり、その内容については、適切に記録される必要があります。</p> <p>議事録については、要記載事項を正確かつ簡明に記録し、理事会終了後できるだけ速やかに作成し、保存してください。</p> <p>議事録記載事項は次のとおりです。</p> <p>(1)開催日時及び場所 (2)理事会が次に掲げるいずれかの場合はその旨 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの 招集権者以外の理事が招集したもの 監事が招集を請求したことにより招集されたもの 監事が招集したもの (3)理事会の議事の経過の要領及びその結果</p>	<p>法第45条の14第6項 法第45条の14第7項 法第45条の15第1項</p>	<p>(1)議事録は袋とじ又は割り印を押印するなど容易に改ざんできない状態で保存してください。</p> <p>(2)電磁的記録により作成する場合には、署名等を電子署名とすることとされています。</p>	<p>議事録に必要事項が記載されていない</p> <p>議事録に議事録署名人の署名等がない</p> <p>必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない</p> <p>必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない</p> <p>その他、議事録の作成内容に不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>(4)特別の利害関係のある理事がある場合はその氏名 (5)規定に基づき述べられた意見又は発言 (6)理事長が定款により議事録署名人とされている場合の理事長以外の出席理事の氏名 (7)理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 (8)議長の指名</p> <p>議事録についてはその真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定がある。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印(以下この事項において「署名等」という。)が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事の署名等については理事長の署名等とすることができる。なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成することとされています。</p>				
<p>その他、理事会に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>8 会計監査人</p>	<p>会計監査人は定款の定めるところにより設置されていますか。</p> <p>法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができます。</p> <p>法人のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、特定社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければなりません。</p> <p>また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができます。</p>	<p>法第37条</p>		<p>特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない</p> <p>定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない</p> <p>会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていな</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				い	
<p>法令に定めるところにより選任されているか。</p>	<p>会計監査人は、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任することとされています。</p>	<p>法第43条第1項 法第45条の2第1項</p>		<p>会計監査人が評議員会の決議により選任されていない</p> <p>理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない</p> <p>理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>法令に定めるところにより会計監査を行っていますか。</p>	<p>会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）（注）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成することとされています。</p>	<p>法第45条の19第1項、 第2項</p>		<p>評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない</p> <p>会計監査人が会計監査報告を作成していない</p> <p>会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない</p> <p>会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				監査報告の内容を通知していない 選任に軽微な不備がある 会計監査人による監査が、決算理事会とは別の日程で行われていない。 監査の報告が、必要とする機関の一部になされていない。 会計監査人の業務に軽微な不備がある	口頭 口頭 口頭 口頭
その他、会計監査人の監査等に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭
9 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬					

平成 29 年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められていますか。</p>	<p>評議員の報酬等の額については、定款で定めることとされています。なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要があります。また、評議員の報酬等については支給基準を定めることとされているが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の規定が不要とはならないことに留意すること。</p>	<p>法第 45 条の 8 第 4 項により準用される一般法人法第 196 条</p>		<p>評議員の報酬等の額が定款で定められていない</p>	<p>文書</p>
<p>理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとされています。なお、理事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。</p>	<p>法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 89 条</p>		<p>理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない</p>	<p>文書</p>
<p>監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとされています。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。</p> <p>定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めることとされています。この監事の協議は全員一致の決定による必要があります。なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続きや記録に関する規定はないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類を作成すべきものです。</p>	<p>法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 105 条第 1 項、第 2 項 指導監査ガイドライン — 8 - (1) - 3</p>		<p>定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない</p> <p>評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない</p>	<p>文書 文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなります。</p> <p>なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ありません。</p>	<p>法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条</p>		<p>会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない</p>	<p>文書</p>
<p>役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表していますか。</p>	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされており、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならないこととされています。</p> <p>支給基準の内容については、以下の事項を定めるとされています。</p> <p>役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分</p> <p>役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられます。</p> <p>報酬等の金額の算定方法</p> <p>報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられます。</p> <p>支給の方法</p> <p>支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か</p>	<p>法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42</p>		<p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員の承認を受けていない</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない</p> <p>支給基準を作成する際に、</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>現金支給か)等が考えられます。</p> <p>支給の形態</p> <p>支給の形態については、現金・現物の別等をいう。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えありません。</p> <p>なお、理事、監事及び役員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性がある必要があります。</p> <p>役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」ではないことについては、法人に説明責任があります。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることをどのような検討を行ったかを含め具体的に説明できることが求められます。</p>			<p>民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない</p>	
	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられています。</p> <p>また、公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされています。</p>	<p>法第59条の2第1項第2号) 規則第10条第1項</p>		<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない</p>	<p>文書</p>
<p>役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。</p>	<p>評議員の報酬等については、(1)の定款で定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要があります。また、役員の報酬等については、(1)の定款又は評議員会の決議により定められた額及び(2)の報酬の支給基準に従って支給される必要があります。</p>	<p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項</p>		<p>支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている</p> <p>支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない</p>	<p>文書 文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していますか。</p>	<p>法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表することとされています。</p> <p>（注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えありません。</p> <p>公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされていますが、規則第9条第3項に定める財務諸表等電子開示システムを利用した届出を行い、行政機関がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなすこととされています。</p>	<p>法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42</p> <p>法第59条の2第1項第3号、規則第2条の41、規則第10条</p>		<p>理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない</p>	<p>文書</p>
<p>10 事業（一般）</p>					
<p>「地域における公益的な取組」を実施していますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置を受ける公益性の高い法人であり、地域社会に積極的に貢献していくことが求められており、法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません。</p>	<p>法第24条第2項</p>			
<p>11 社会福祉事業</p>					

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
法人の行う事業のうち、社会福祉事業が主たる地位を占めていますか。	事業規模において、法人の事業のうち社会福祉事業が過半を占めている必要があります。 また、社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下、事業を行ってはなりません。	法第22条 法第26条第2項 審査基準第1-1-(1)		社会福祉事業の事業規模が法人の全事業の50%以下である（所轄庁が法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」と認める場合を除く。） 社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている	文書 文書
社会福祉事業を行うために必要な資産を有していますか。	法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならないこととされています。そのため、社会福祉施設を経営する法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要します。なお、事業種別によっては、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められています。	法第25条 審査基準第2-1 審査基準第2-2-(1) 審査要領第2-(3)、(4)、(6)、(7)		法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない	文書
適正に事業が運営されていますか。	法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしている必要があります。	審査基準1-1-(2)(3)			
その他、社会福祉事業に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
12 公益事業					
公益事業を適正に実施していますか。	<p>公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であるが、社会福祉事業と関係のあるものとされています。</p> <p>公益事業を実施している場合は、定款に規定する必要があります。</p> <p>次の事業は、公益事業となります。</p> <p>(1)介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業（いわゆるケアマネジメント）、介護予防支援事業、介護老人保健施設を営む事業</p> <p>(2)有料老人ホーム</p> <p>(3)公益的の事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を営む事業等。</p>	法第26条第1項 審査基準第1-2	<p>特別養護老人ホームの経営に付随して行う居宅介護支援事業等規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。</p>	<p>公益事業を実施しているが、定款に規定されていない。</p> <p>事業に社会福祉との関連性又は公益性がない</p> <p>事業規模が社会福祉事業を超えている（所轄庁が認める場合を除く）</p> <p>事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
社会福祉事業の職員は、公益事業の職員と兼務していますか。	<p>兼務している場合、社会福祉事業会計に業務状況に応じて人件費を按分する必要があります。</p> <p>なお、この兼務は、本来の業務に支障を来していないことが前提条件となります。</p>				
公益事業の剰余金は、適正に処理されていますか。	<p>剰余金が生じた場合は、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てる必要があります。</p>	審査基準第1-2-(6)		剰余金の処理が適切ではない。	文書
その他、公益事業に問題点はありますか。				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
13 収益事業					
<p>収益事業は適正に実施していますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます。</p> <p>収益事業を実施している場合は、定款に規定する必要があります。</p>	<p>法第26条</p>		<p>収益事業を実施しているが、定款に規定していない。</p> <p>収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている（当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。）</p> <p>収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>法人が行う事業として認められるものですか。</p>	<p>次のような事業は、社会福祉法人は行うことができません。</p> <p>(1)法人の社会的信用を傷つけるおそれがある事業又は投機的な事業</p> <p> 風俗営業及び風俗関連事業</p> <p> 高利な融資事業</p> <p> 不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>(2)法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れのある事業</p> <p> 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある事業</p> <p> 社会福祉事業と同一設備を使用して行われる事業</p> <p>(3)法人の行う社会福祉事業を超える規模を有する事業</p>	<p>審査基準第1-3</p> <p>審査要領第1-3</p>		<p>収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている（所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く。）</p> <p>収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがある</p> <p>収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				る	
その他、収益事業に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭
14 人事管理					
法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	職員の任免は、法人の業務の執行として、理事長の権限に属するものと考えられるが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、法人の業務執行の決定に関することとして、理事会はその決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定することとされている。 この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款、規程等において明確に定めるべきものである。また、職員の任免については、法人において、任免の手続き等を定める規程等に基づき行われるべきものである。	法第45条の13 第4項 第3号		「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行われている 職員の任免が法人の規程等に定める手続きにより行われていない。	文書 文書
その他、人事管理に問題点はありませんか。				重大な問題点がある。 軽微な問題点がある。	文書 口頭
15 資産					
法人所有の全ての不動産について、所有権の登記がされていますか。	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載するとともに、所有権の登記をしておかなければなりません。	審査基準第2-1-(1)		基本財産である不動産の登記が適正になされていない	文書
社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件に所有権や賃借権があります	法人が社会福祉事業を行うために必要なすべての物件については、原則として、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。	審査基準第2-1、 審査要領第2-(6)(7)		社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に、国又は地方公共団体の	文書

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
か。	<p>なお、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて、下記の社会福祉事業を行う場合には、「10年以上の賃借権設定と登記」又は「賃借料が地域の適正水準以下であること」等の条件を満たす必要があります。</p> <p>(要件緩和対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・小規模な障害者通所授産施設 ・既設法人が行う身体障害者福祉ホーム ・既設法人が行う通所施設 ・既設法人以外の法人が行う保育所等 			<p>使用許可等を受けていない</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない(登記が不要な場合を除く。)</p>	文書
基本財産は、適正に管理されていますか。	<p>基本財産は、法人存立の基礎であるので、これを処分し、貸与し又は担保に供する場合には事前に県の承認を受けなければなりません。</p> <p>ただし、次の場合には、県の承認は必要としません。</p> <p>(1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</p> <p>(2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</p> <p>なお、根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度の限度で担保する抵当権であり、担保提供の必要性や担保提供の方法の妥当性において認められません。</p> <p>基本財産の管理運用は、安全・確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われる必要があります。</p>	<p>審査基準第2-2-(1)-ア</p> <p>審査要領第2-(5)</p>		<p>基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>その他財産の管理は、適正ですか。</p>	<p>その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業に必要なものは、みだりに処分することは、適当ではありません。</p> <p>なお、現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するようにしてください。</p> <p>理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない)を整備すべきであることに留意してください。</p> <p>なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、一定の制約があります。</p>	<p>審査基準第2-2-(2)イ 審査基準第2-3-(2)</p>		<p>法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない</p> <p>社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>株式の保有は適切になされていますか。</p>	<p>株式の保有は、原則として、次に掲げる場合に限られるが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないように、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはなりません。</p> <p>基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)</p> <p>未公開株のうち次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業 	<p>審査基準第2-3-(2) 審査要領第2-(8)、(10)</p>		<p>保有が認められない株式を保有している場合</p> <p>所轄庁に必要書類を提出していない場合</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

平成29年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること 				
<p>その他、資産に問題点はありませんか。</p>				<p>重大な問題点がある。</p> <p>軽微な問題点がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>16 その他</p>					
<p>(1) 特別の利益供与の禁止</p>					
<p>社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていませんか。</p>	<p>法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者（注1）に対して特別の利益を与えてはならないこととされています。</p> <p>(1)特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は政令で定められています。</p> <p>当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員</p> <p>の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</p> <p>当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者と</p> <p>して省令で定める者</p> <p>特別の利益とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相</p>	<p>法第27条</p> <p>令第13条の2</p>		<p>法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる</p>	<p>文書</p>

平成 29 年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>当な利益の供与その他の優遇がこれに当たります。 次の場合は特別な利益に該当すると考えられます。 (1)法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、 (2)法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。) (3)役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給</p>				
(2) 社会福祉充実計画					
<p>社会福祉充実計画に従い事業が行われていますか。</p>	<p>法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額(以下「控除対象財産」という。)を上回るかどうかを算定しなければならないこととされています。さらに、これを上回る財産額(以下「社会福祉充実残額」という。)がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を策定し、これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」という。)を実施しなければなりません。</p> <p>これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものです。</p> <p>法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取(地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。)</p>	<p>法第 55 条の 2</p>		<p>社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない</p>	<p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要があります。</p> <p>また、社会福祉充実残額の算定結果は毎年、全法人が所轄庁に届出ることとされています。</p>				
(3) 情報の公表					
<p>法令に定める情報の公表を行っていますか。</p>	<p>法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならないこととされています。</p> <p>(1) 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）</p> <p>(2) 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）</p> <p>(3) 法第 59 条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注 1）（届出をしたとき）（注 1）厚生労働省令で定める書類（規則第 10 条第 3 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書 <p>インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によるが、計算書類及び現況報告書については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされます。</p>	<p>法第 59 条の 2 第 1 項、規則第 10 条第 1 項、規則第 10 条第 3 項</p>	<p>計算書類、現況報告書については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は公表から除きます。</p>	<p>必要な事項がインターネットの利用（法人ホームページ等）により公表されていない。</p> <p>業務及び財務情報の公表が不十分である。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>